

## ◆マイナンバー制度が始まります！

(6回シリーズ4回目)：マイナンバー法と特定個人情報

マイナンバーが付加された個人情報を、「特定個人情報」と呼び、特別法(マイナンバー法)により、その取扱い・管理において、より厳正に保護される情報となります。



対象	特定個人情報	個人情報	
	個人番号(マイナンバー)あり 全て	個人番号なし 5,000件以上	5,000件未満
個人情報(個人の特定ができる情報)	マイナンバー法 (特別法)による保護対象 (マイナンバー法の規定に無い部分は 個人情報保護法を適用)	個人情報保護法	なし
個人情報ファイル(個人の特定ができる一覧性のあるデータ)			
第三者への情報提供	本人同意があっても原則禁止	本人同意があれば可	-
情報の破棄	保存期限経過で廃棄・削除要	規定無し	-
故人の情報	保護の対象	保護の対象外	-

## ものづくり・商業・サービス革新補助金のご案内

試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新しいサービスや販売方法の導入など、中小企業・小規模事業者が事業革新に取り組む費用の2/3を補助します。

対象分野：①革新的サービス、②ものづくり技術、③共同設備投資

補助上限額：①、②は1,000万円(補助率2/3) ③は共同体で5,000万円(補助率2/3)

◎ものづくり・商業・サービス革新補助金は以下の方を対象に使えます。

- ・試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新サービスや販売方法の導入を行う企業
- ・金融関係から借入を行い老朽化に対処した大規模設備投資を行う予定がある企業
- ・取引先の事業所の閉鎖・縮小の影響を受け、設備投資を行う企業

※新商品の開発や改善などをご検討の際は、経営革新セミナーを是非受講下さい。

## 生命共済にご加入頂いている皆様へ

当所の生命共済にご加入頂いている事業所様に指定医療機関でご利用頂ける健康診断割引券を発行しています。1枚につき1,500円割引、お一人3枚までご利用できます。共済ご加入口数、会員口数に応じて発行します。

【申込期間】平成27年7月1日(水)～11月18日(水)

【受診期間】平成27年8月1日(土)～11月30日(月)